

## 川崎市立井田病院看護師等の深夜出勤に伴う交通費等支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市立井田病院（以下「病院」という。）の看護師等の職員が深夜勤務のため出勤した場合の交通費等（以下「深夜出勤の交通費等」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給)

第2条 深夜出勤の交通費等は、自宅から病院までの区間のタクシー運賃分（迎車料金を含む。）を支給する。なお、支給を受けようとする者は、毎年度、初回の深夜出勤時の運賃等を看護部へ届け出なければならない。

看護部は、届出された内容を別紙利用者一覧にまとめ、病院事務局庶務課及び経営企画室経理担当へ提出しなければならない。

(請求方法等)

第3条 深夜出勤の交通費等を請求する職員は、深夜出勤タクシー代請求書（第1号様式。以下「請求書」という。）に必要事項を記入し、タクシー会社発行の領収書を添付の上、速やかに病院事務局庶務課庶務係に提出しなければならない。

(支給日)

第4条 深夜出勤の交通費等は、当該請求書が提出された月の翌月末までに支給する。

(その他必要事項)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は病院長が別に定める。

附 則

(施行)

1 この要領は、平成29年3月31日から施行する。

(施行)

1 この要領は、令和2年2月1日から施行する。

(施行)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。